



## 東地申第2号 「首都圏本部における柔軟な働き方のさらなる実現について」に関する申し入れ団体交渉を実施⑦

(組)出面の变化では、管理変形-3(駅の企画1名、防災1名、運輸区の企画1名)一般変形-3(駅の企画サービス、分任)計6名でよいか。

その⑥からの続き

(会)そうだ。

(組)分任の業務がなくなるのか？

(会)分任という名前を変えた。分任の仕事がなくなるわけではない。作業ダイヤで名前の変更をした。あまり影響はないと考える。

(組)駅の企画、防災は、今度誰がその役割を担うのか？

(会)箇所総体で取り組む。日々出面として必要かどうか判断した。

(組)10月1日で管理者3人がいなくなるのか？

(会)何かしらの形で残る。

(組)社員の負担増にはさせないこと。

(会)変わらない。一般のところでは企画事務、企画サービスも直ちに体制は変わらない。

### 【確認事項】

① 箇所相対で対応していく。

② 施策実施段階で体制が大きく変わるものではない。

③ 業務執行体制が滞りなく行われるようにする。

④ 施策実施後も社員が負担増にはならない。

### 13. 社員代表選はどのように行うのか具体的に示すこと。

回答：労働者の過半数で組織する労働組合が無い場合は、過半数代表者の選出を行うこととなる。

(組)投票場所はそれぞれの執務箇所か。

(会)そうだ。現時点と変わらない。

(組)池袋は再度再編がある。どのような扱いになるのか。

(会)10月発足では2025年3月までの過半数代表者を選出する。2025年3月発足時、3月までの過半数代表者を選出する。その後、4月からの代表者を新たに選出する。

(組)1ヶ月だけの職場代表者となるのか。

(会)可能性もあるが、同時選出の時もある。速やかに過半数代表者を選出する事には変わらない。【確認】

(組)安全衛生委員会の構成は？

(会)どの駅から選出するかは決めていない。

(組)安全衛生委員会は現場の意見を把握できるような場になっているのか。

(会)そのように認識している。

(組)社員代表選挙で不正行為は行わない事。選出に疑意が生じるような行為、疑々が生じることも含めて行わないこと、組合が議論を求めた場合には直ちに対応すること。

(会)疑意がないように管理していく。議論を求められたら対応する。【確認】

その⑧へ